

報告

資料の「特別利用」および「館外貸出」の実態について

藤原 茂

秋田県立博物館は、昭和50年5月5日に開館以来、早くも5か年を経過しようとしている。

昭和50年6月30日に、「秋田県立博物館管理運営に関する要項」ならびに「秋田県立博物館資料取扱要項」を施行するとともに、学芸課の業務分担のひとつとして、資料管理担当（4名）を配置しているが、その業務内容は次のとおりである。

1. 資料収集評価委員会の運営
2. 資料の整理・保存・登録
3. 資料の寄託・寄贈・借用・特別利用・館外貸出
4. 視聴覚資料の整理・保管
5. 図書および図書室の管理・運営
6. 収蔵庫の整備・管理
7. 収蔵資料目録の作成
8. 収蔵資料の指定文化財に関すること

資料管理担当（者）といっても、それぞれ専門分野の各部門（美術・工芸・歴史・考古・民俗・生物・地質）の調査研究を受持っている学芸職員の中から、毎年、交互に選任してその任務に当らせているのであるから、両手使いのかたちでこれらの業務を遂行しているのが現状である。

このような業務の中から、昭和50年度より昭和53年度までの4か年にわたる、資料の「特別利用」および「館外貸出」の実態について、各種の表を掲出し主な要点をおさえながら、事項ごとに註記を加えておくことにする。

A 資料の「特別利用」

I 部門別

部門別 \ 年度	50	51	52	53	計
総 集	1			1	2
美 術		8	6	14	28
工 芸			3	4	7
歴 史	1	1	6	14	22
考 古		3	1	10	14
民 俗	3	5	6	13	27
生 物				1	1
地 質				3	3

合 計	5	17	22	60	104
-----	---	----	----	----	-----

美術・民俗・歴史がビッグ3で、考古がこれに次いでいる。

II 利用者別

利用者別 \ 年度	50	51	52	53	計	
個 人	2	1	7	21	31	
団 体				2	2	
行 政 機 関	1		2	6	9	
博 物 館				1	1	
小 学 校				1	1	
報 道 ・ 出 版 等	放 送 局		1	1	2	
	新 聞 社			3	3	
	出 版 社	2	16	12	24	54
	映 画 社				1	1
合 計	5	17	22	60	104	

出版社が一番多く、個人がこの後を追っている。

III 利用目的別

目的別 \ 年度	50	51	52	53	計
研 究 調 査	3	1	2	20	26
出 版 物 掲 載	2	15	15	32	64
教 材 作 成		1	4	2	7
県・市町村史編纂				3	3
古 文 書 保 存				1	1
T V 放 映			1	1	2
映 画 製 作				1	1
合 計	5	17	22	60	104

出版物への掲載が群をぬき、調査研究も顕著である。

IV 利用方法別

方法別 \ 年度	50	51	52	53	計
写 真 撮 影	4	10	17	32	63
写 真 原 版 利 用		7	3	16	26
T V 録 画			1	1	2
映 画 撮 影				1	1
マ イ ク ロ 撮 影				1	1
館 内 閲 覧	1			6	7

計	測				3	3
拓	影			1		1
合	計	5	17	22	60	104

写真撮影が出版物への掲載と密接にむすびついていて、出版社等の利用に濃いつながりがある。写真原版利用も全く同様である。館内閲覧は古文書解読が中心、計測は考古資料の調査が主で、この二つは大学・高校の研究者や、大学生の卒業論文作成と連係している。拓影は刀剣の刻銘を写し取る作業を指している。

## V 地域別

地域別	年度	50	51	52	53	計
県内	県北				3	3
	中央	2	1	7	21	31
県外	県南				4	4
	東北	1	2		4	7
外	関東	2	14	15	26	57
	近畿				2	2
合	計	5	17	22	60	104

博物館の所在地およびその近隣につよい影響をもたらし、県外では、出版社の所在地が東京都に集中していることから、そのかわりが見られる。

## B 資料の「館外貸出」

## I 部門別

部門別	年度	50	51	52	53	計
総集	映画フィルム	1	1		8	10
	ネガフィルム		1		2	3
	パネル			1	2	3
	模型・模造品			1		1
美術		2	3	3	2	10
工芸		1	1	1	1	4
歴史					1	1
考古			1	1		2
民俗				1	1	2
生物					1	1
地質						
合	計	4	7	8	18	37

総集の利用が多いが、すべて二次的資料である。

実資料では、美術の利用度が際立っている。

## II 利用者別

利用者別	年度	50	51	52	53	計
個人		1				1
団体		1	2		2	5
行政機関				2	2	4

社会教育施設	公民館				6	6
	図書館					
	博物館		4	4	2	10
学校教育施設	小学校		1		1	2
	中学校				1	1
	高校					
	大学			1		1
報道・版	放送局	2		1	2	5
	新聞社				1	1
	出版社				1	1
合	計	4	7	8	18	37

博物館が主位を占め、公民館・民間団体・放送局と続く。

## III 利用目的別

目的別	年度	50	51	52	53	計
展示		2	5	5	6	18
研究調査				2		2
出版物掲載			1		2	3
映画フィルム映画			1		8	9
TV録画放映		2		1	2	5
合	計	4	7	8	18	37

博物館での展観のための展示利用が高率で、映画フィルムは、公民館・小学校・中学校の学習や研修等に利用されており、放送局にはニュース・ソースの媒体として、所蔵資料が貸出された。

## IV 輸送方法別

方法別	年度	50	51	52	53	計
自動車		1	6	7	12	26
持参		3	1	1	4	9
鉄道便					1	1
郵便					1	1
合	計	4	7	8	18	37

車社会の反映で、安全性と迅速性の点で、大半を自動車輸送が占め、ついで、近隣地域では直接持参という方法がとられる。

## V 地域別

地域別	年度	50	51	52	53	計
県内	県北				2	2
	中央	4	5	4	12	25
	県南		1	1	2	4
県外	東北		1			1
	関東			2	1	3
	近畿			1	1	2
合	計	4	7	8	18	37

## 資料の「特別利用」および「館外貸出」の実態について

県内は、博物館の所在地を中心として、次第にその遠隔地に及ぶ。県外は、大都市にある博物館での展示に貸出された。

### C まとめとして

次にこれまで利用頻度の高かった資料名を、参考までに挙げておくことにする。

#### <美術部門>

- 小田野直武筆「東叡山不忍池図」（昭和43年4月25日・国指定重要文化財）
- 小田野直武筆「唐太宗花鳥山水図」（昭和53年2月14日・秋田県指定有形文化財）
- 荻津勝孝筆「秋田風俗絵巻」（昭和29年3月7日・秋田県指定有形文化財）
- 平福穂庵筆「祐天上人霊夢」「乞食図」「墨堤舟遊」「画帳」
- 平福百穂筆「神語」「法然上人」「富嶽図」「日本武尊・相模の海・白鳥の陵」
- 勝平得之筆「秋田風俗版画」の諸作品

#### <工芸部門>

- 「阿仁鉦山絵図」
- 「川連塗」「能代春慶塗」
- 「紫根染」「茜染」

#### <歴史部門>

- 「種蒔く人」（昭和54年4月以降、秋田県立秋田図書館へ移管）
- 「地租改正絵図」

#### <考古部門>

- 昭和町出土「人面付環状注口土器」（昭和53年6月15日・国指定重要文化財）
- 湯澤市出土「鎧田遺跡出土品」

#### <民俗部門>

- 「旧・奈良家住宅」（昭和40年5月29日・国指定重要文化財）<sup>㊤</sup>秋田県立博物館の分館として公開されている。
- 「刺子資料」

#### <生物部門>

- 「かもしか剥製」
- 「蝶・蛾標本」

#### <地質部門>

- 「貝化石資料」

なお、視聴覚資料としての映画フィルム（16%）で、貸出しの多いものを列記しておく。

- 「菅江真澄遊覧記による男鹿と八郎潟の自然と生活」
- 「秋田駒ヶ岳の噴火」

- 「秋田の冬の行事」

- 「秋田の冬のまつり」

ここでいう資料とは、当館で収蔵しているもののほか、寄託・借用資料をも含み。博物館には、登録館・相当施設館・類似施設館をもここにまとめておいた。

収蔵資料の出版物への写真掲載許可にあたっては、①当館の収蔵品であることの明示。②出版物刊行の際には1部あて寄贈。の2点を条件に付して許可書の交付を行っている。

とくに、美術部門の資料については、以前に撮影した写真原版の利用をもって、これを代行させているのが実状であるが、原資料の保全のためにとられる当然の措置といわねばならない。

寄託資料・借用資料の「特別利用」や「館外貸出」の場合は、事前に原所有者の内諾を得たのちに承諾書の提示をうけて、その利用に供している。著作権上の問題についても同様である。

資料の「特別利用」は、利用者が来館のうえ、所要の手続きを済ませたのちに利用するたてまえとなっているので、館内での利用の場としては、外来者研究室、写場をもってこれに充てているが、ときとしては展示室を利用させることもある。

資料の「館外貸出」は、自動車による輸送が多いので、貸し出しを決定する前に、当該輸送業者の安全性・確実性の適否を確認し、場合によっては運送・展示等にもなう、総合損害保険を負担してもらうこともある。これは美術・工芸部門の資料や、指定文化財の例に多い。

資料の「特別利用」や「館外貸出」の際の、資料の出し入れや原状確認には、都度、各部門の学芸職員の立合いが行われる。

以上、博物館活動の一現象としての資料の「特別利用」と「館外貸出」の実態を、諸表によって紹介してみたが、開館以来、年度を追うごとに利用の様態が多様化し、利用者の階層や地域範囲が、ますます拡大化される傾向にあると考える。

#### (註)

資料の「特別利用」「館外貸出」の表のうち、地域別の中で県内の市・郡を、次のとおり3グループにしておいた。

- 県北（鹿角市・鹿角郡・大館市・北秋田郡・能代市・山本郡）
- 中央（男鹿市 南秋田郡・秋田市・河辺郡・本荘市・由利郡）
- 県南（大曲市・仙北郡・横手市 平鹿郡・湯澤市・雄勝郡）